

## 随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2024000971 EVカーシェアリング実証事業借上げ
	履行場所	南相馬市市民生活部環境政策課
概 要	種類	賃貸借
	概要	平日は市役所公用車としての利用、休日は地域住民や観光客等が利用可能とする、カーシェアリング事業として実施するもの。 契約期間：契約締結日～令和10年3月31日 業務内容：(1) 車両の提供（EVカーシェアリング運用管理・サポート業務を含む） (2) 車両の管理 (3) 広報・PR活動への協力 (4) 利用状況の報告
相 手 方	名称	『南相馬市EVカーシェアリング導入実証事業』における電気
	代表者	日産自動車 代表執行役社長兼 最高経営責任者 内田 誠
	所在地	神奈川県 横浜市神奈川区 宝町2番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本実証事業にあたっては、車両単体の賃貸だけでなく、車両の効率的な運用方法が求められるため、事業実施できる体制やシステムを構築しており、ノウハウや実績を有している民間事業者を幅広く公募するためから公募型プロポーザル方式を採用した。 2月19日に本実証事業の公募型プロポーザル審査委員会を実施し、提案内容を審査した結果、当該事業者が最優秀提案事業者として選定されたため、当該事業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [ 市民生活部環境政策課 ]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。